

## 5. 参考資料

### (1) サービスコード表に係る留意事項

#### ① サービス種類毎のサービスコード

サービス種類	サービスコード	対象事業者
介護予防型 訪問サービス	A 2 (介護予防型)	福岡市の介護予防型訪問サービスの指定を受けた事業所
生活支援型 訪問サービス	A 2 (生活支援型)	福岡市の生活支援型訪問サービスの指定を受けた事業所
介護予防型 通所サービス	A 6 (介護予防型)	福岡市の介護予防型通所サービスの指定を受けた事業所
生活支援型 通所サービス	A 6 (生活支援型)	福岡市の生活支援型通所サービスの指定を受けた事業所

#### ② サービスコードの使い分けについて

##### ア) 基本報酬の算定単位

基本報酬の算定単位として、「1月につき」「1回につき」「1日につき」の3種類があるが、その使い分けは以下のとおり。

基本報酬の算定単位	適用される条件
1月につき	同種のサービス(※)を併用しない場合
1回につき	同種のサービス(※)を併用する場合
1日につき	月の途中で利用するサービスを変更する場合

※同種のサービスとは、「介護予防型訪問サービスと生活支援型訪問サービス」、「介護予防型通所サービスと生活支援型通所サービス」を指します。

##### ※日割り請求について

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護では、途中で契約・利用を開始した場合でも月額包括報酬での請求となっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問サービス及び通所サービスでは、月の途中でサービス利用を開始した場合は、月額包括報酬ではなく利用者と事業所との契約日を起算日とした日割り計算になります。また、月の途中で契約を解除した場合にも、月額包括報酬ではなく契約解除日までの日割り計算になります。

イ) サービス提供回数が計画と実績で異なる場合の考え方

サービス提供回数が計画と実績で異なる場合の考え方は、上記ア) の基本報酬の算定単位によって異なります。

基本報酬の算定単位	請求の考え方
1月につき (同種のサービスを併用しない場合)	計画上のサービス提供回数に基づき請求します。
1回につき (同種のサービスを併用する場合)	実際に行ったサービス提供回数に基づき請求します。

※同種のサービスを併用する場合とは、計画時点のサービスの位置づけで判断することになります。このため、同種のサービスを併用する計画で、結果として一方のサービスのみの利用となった場合も、「1回につき」の単位を使用し、実際に行ったサービス提供回数に基づき請求することとなります。

ウ) 同種のサービスを併用する場合の留意点

i) 基本報酬について

基本報酬については、原則1回あたりの単価で請求することになりますが、介護予防型サービスの包括報酬の単位数が基本報酬の上限となるため、上限を超える回数を利用する場合は、包括報酬のコードで請求します。(基本報酬が加算・減算される場合は、加算・減算後の単位数が上限額となります。)

ii) 加算・減算について

定額の加算・減算(訪問サービスの初回加算等)については、介護予防型サービスと生活支援型サービスの両方で算定することはできません。両方の加算・減算に該当する場合は、介護予防型の加算減算のみを算定します。

定率の加算・減算(介護職員処遇改善加算等)については、介護予防型サービスと生活支援型サービスの両方を算定することができます。

【例1】上限額以内のケース

介護予防型訪問サービス2回、生活支援型訪問サービス2回利用した場合

$$268 \text{ 単位} \times 2 + 194 \text{ 単位} \times 2 = 924 \text{ 単位} < 1,176 \text{ 単位}$$

⇒ (A2 2411) と (A2 2421) のコードで請求

【例2】上限額以内のケース(減算適用)

介護予防型訪問サービス2回、生活支援型訪問サービス2回利用で、介護予防型訪問サービスで一建物減算が適用される場合

$$241 \text{ 単位} \times 2 + 194 \text{ 単位} \times 2 = 870 \text{ 単位} < 1,058 \text{ 単位 (減算後の上限)}$$

⇒ (A2 2414) と (A2 2421) のコードで請求

**【例 3】 上限額を超えるケース**

介護予防型訪問サービス 3 回, 生活支援型訪問サービス 2 回利用した場合

$$268 \text{ 単位} \times 3 + 194 \text{ 単位} \times 2 = 1,192 \text{ 単位} > 1,176 \text{ 単位}$$

⇒ (A2 1111) のコードで請求

**【例 4】 上限額を超えるケース (減算適用)**

介護予防型訪問サービス 3 回, 生活支援型訪問サービス 2 回利用で, 生活支援型訪問サービスで同一建物減算が適用される場合

$$268 \text{ 単位} \times 3 + 175 \text{ 単位} \times 2 = 1,154 \text{ 単位} > 1,058 \text{ 単位 (減算後の上限)}$$

⇒ (A2 1114) のコードで請求

**【例 5】 定額の加算が重複するケース**

要支援 1 の者が, 介護予防型通所サービスのサービス提供体制強化加算 (Ⅰ) と生活支援型通所サービスのサービス提供体制強化加算 (Ⅲ) に該当する事業所でサービスを利用した場合

⇒ (A6 6107) のコードで請求 (生活支援型は算定できない。)

**【例 6】 定率の加算が重複するケース**

訪問サービスの処遇改善加算 I に該当する場合

⇒ (A2 6269) のコードで請求

エ) 地域単価について

地域単価については, 事業所の所在地に関らず福岡市の単価を使用します。